

「工事成績評定点が低い工事に関する取扱い」について

都市部 技術監理室

平成28年4月1日以降に契約する工事成績評定対象工事から適用します	
工事成績評定点 49点以下 <u>【1回目】</u>	<ul style="list-style-type: none">➤工事担当部長及び工事担当課長が、受注者の事情聴取を行った後、嚴重に注意し、始末書を徴取します。➤呉市入札参加業者資格審査会に諮り、指名停止とします。
工事成績評定点 50～59点 <u>【1回目】</u>	<ul style="list-style-type: none">➤工事担当課長が、受注者の事情聴取を行った後、嚴重に注意し、始末書を徴取します。
<u>12ヶ月以内に</u> 工事成績評定点 50～59点 <u>【2回目】</u>	<p>(12ヶ月以内に2回目を発生させた場合)</p> <ul style="list-style-type: none">➤工事担当部長及び工事担当課長が、受注者の事情聴取を行った後、嚴重注意し、始末書を徴取します。➤呉市入札参加業者資格審査会に諮り、指名停止とします。 <p>※12ヶ月以内の算定は、工事成績評定の通知日が基準となります。</p>